

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月17日 13時30分ごろ
発生場所	愛知県半田市衣浦港南ふ頭岸壁付近 衣浦港半田防波堤灯台から真方位212°400m付近 (概位 北緯34°52.6′ 東経136°56.4′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>デイライト</sup> Delight及び水上オートバイ <sup>エクスプローラー</sup> XLT1200 は、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ Delight、0.1トン 240-67152愛知、個人所有 B 水上オートバイ XLT1200、0.1トン 240-56655愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（船長A）、軽傷 1人（同乗者） B 不明
損傷	A 操縦ハンドルに曲損 B 不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、約20～30km/hの対地速力で遊走中、船首方の波が高くなっていたので、右旋回を開始したところ、右舷後方約1mのところにB船を視認したが、どうすることもできずB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊走中、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、右旋回する際、右舷後方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷後方を遊走していたB船に気付かず右旋回を開始し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、遊走中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報を得ることができなかったことから、A船と衝突した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船及びB船が共に遊走中、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旋回する際は、旋回する側の後方を確認するなどの適切な見張りをを行うこと。</li></ul> |
|--|--|